



第1章

つながりを大切にしまちづくり

(人権、コミュニティ、交流)

◇章の目標

市民一人ひとりが互いの人権を尊重し合いながら、誰もがまちづくりに参画・参加できる環境を整え、コミュニティ活動をはじめとしたさまざまな市民活動の充実を図ることで、市民同士や団体、各地域のつながりを大切にしたいみんなが住み続けたいまちをつくります。

◇施策体系

第1節 人権の尊重と権利の擁護

- 第1項 人権施策の推進
- 第2項 平和施策の推進
- 第3項 多文化共生社会の推進

第2節 男女共同参画社会の実現

- 第1項 男女共同参画の推進
- 第2項 女性の活躍の推進

第3節 コミュニティ活動の充実

- 第1項 地域コミュニティの維持・発展・再構築
- 第2項 市民活動の支援と活性化推進
- 第3項 外国人市民との交流推進

第4節 自治体間交流の推進

- 第1項 姉妹都市・友好都市との交流推進
- 第2項 都市間連携の推進

◇関連する基本計画等：『いるま男女共同参画プラン』

第 1 節

人権の尊重と権利の擁護

●政策目標

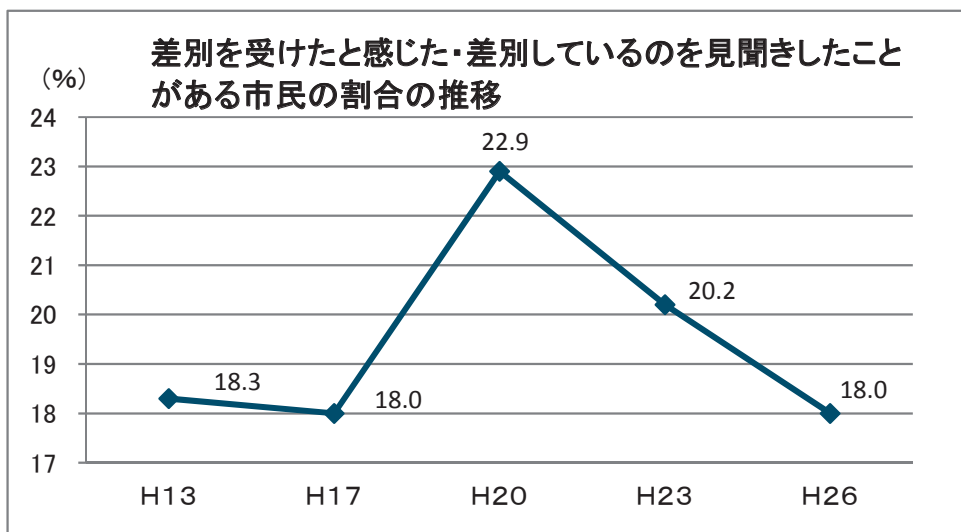
市民一人ひとりが互いを尊重し合い、平和で差別のない明るい社会を目指します。

●重点的取組

人権施策の推進

●成果指標

指 標	内 容	現状値	目標値
差別を受けたと感じた・差別しているのを見聞きしたことがある市民の割合	市民意識調査の結果から、人権施策の推進が図れているか判断します。	18.0%	16.0%
平和都市宣言の認知度	平和啓発事業の参加者アンケートの結果から平和都市宣言の認知度を判断します。	50.0%	70.0%
外国人市民の自治会活動への参加数	外国人市民意識調査の結果により、自治会加入状況を判断します。	34.1%	40.0%



第 1 項 人権施策の推進

○施策の目指す姿

社会的身分・門地（家柄）・人種・信条・性別・年齢・障害の有無等による差別のない、市民一人ひとりが互いの人権を尊重する社会。

○施策の現状

女性や子ども、高齢者、障害のある方、外国人などに関する人権問題に加え、インターネットによる人権侵害や、性的マイノリティ*に対する偏見など新たな人権問題が顕在化しています。また、児童や高齢者に対する虐待行為やドメスティックバイオレンス（DV）*等の増加も見られ、深刻化する可能性が高まっています。こうした中、学校教育、社会教育を通じた人権教育と、啓発パンフレット等の配布や企業等への

人権に関する講演会の開催を通じた人権啓発の施策を推進しています。

○施策の課題

- ・これまでの人権問題に加え、生活様式の多様化や国際化、経済的格差の広がりにより新たな人権問題が生じており、時代に合った人権教育、啓発活動に取り組む必要があります。
- ・人権問題は複雑化しており、総合的な相談窓口の設置や窓口相互の連携強化、人権侵害にかかわる被害防止と被害者支援に向けて、全庁的な相談体制の強化を図る必要があります。
- ・児童虐待、高齢者虐待、DV等を起こさせないための対策に取り組む必要があります。
- ・人権に関する教育や啓発活動は、指導者や参加者の固定化も見られるため、新たな人材の確保や参加促進などが求められています。

○施策の方向性

人権の啓発

人権に関する各種啓発活動を実施するなど人権思想の啓発に努めます。

人権教育の推進

学校、社会において広く人権教育を実施するとともに心のバリアフリー化を推進します。

人権相談の充実

関係する課や機関等との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。虐待やDV被害に関する相談体制の整備に取り組み、深刻な被害の防止に努めます。

○成果指標

指 標	内 容	現状値	目標値
人権問題に関する講演会、講習会の参加者数	人権問題に関する講演会、講習会の参加者数により人権尊重のまちづくりの進展状況を判断します。	2,239 人	2,645 人
人権相談の相談件数	人権相談の件数の増加件数により、相談体制の充実度を判断します。	17 件	19 件

○協働のとりくみ方向 【市民と行政が対等】

市民が参加する社会教育団体との協働により、人権教育の推進に取り組みます。

第2項 平和施策の推進

○施策の目指す姿

平和の尊さを市民一人ひとりが認識し、大切にしている社会。

○施策の現状

国際社会における戦争や核兵器の脅威は依然として続いており、今もなお、多くの人々が武力紛争、飢えや病気に苦しんでいます。本市では、「平和都市宣言」に基づき、かけがえのない地球環境を守り、世界の恒久平和実現のための平和推進啓発事業に取り組んでいます。

＊性的マイノリティ：同性愛者、両性愛者、性同一性障害者などのこと。性的少数者。

＊ドメスティックバイオレンス（DV）：同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力のこと。婚姻の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般を指す場合もある。身体的、精神的、経済的、性的等、あらゆる形の暴力が含まれる。

○施策の課題

- ・ 平和の尊さを訴え続け、平和に対する市民の意識を高めていく必要があります。

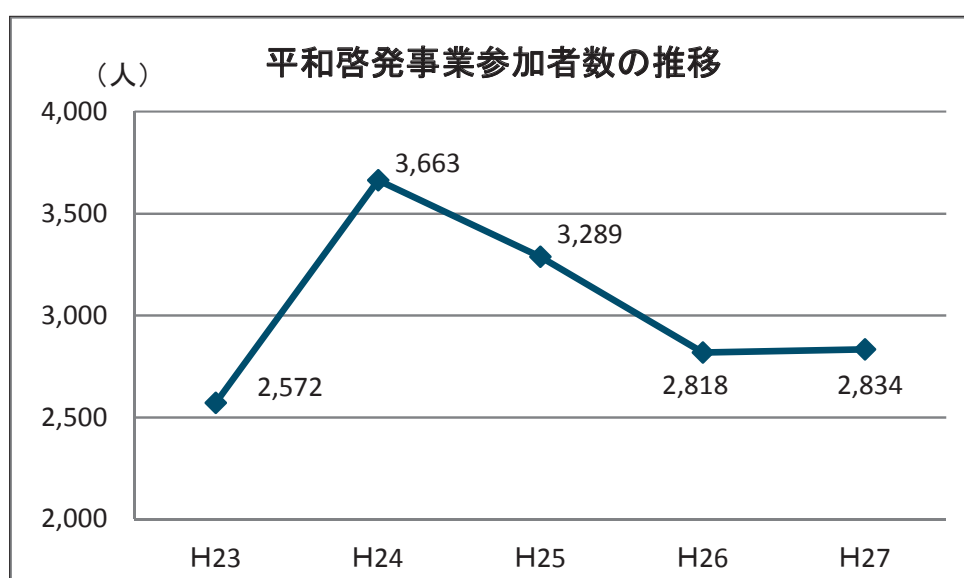
○施策の方向性

平和意識の高揚

平和の尊さ、大切さを伝えるための啓発事業を実施し、平和意識の高揚を図ります。

○成果指標

指 標	内 容	現状値	目標値
平和啓発事業の参加者数	平和啓発事業の参加者数から平和意識の高揚の進捗度を判断します。	2,834 人	現状値以上



○協働のとりくみ方向 【行政主導】

市民一人ひとりが平和の大切さを考え、高い平和意識を持って行動できるよう、市民の意識啓発に取り組みます。

第 3 項 多文化共生社会の推進

○施策の目指す姿

市民一人ひとりが国籍、文化の違いを認め合い、地域社会でともに助け合うことのできる多文化共生社会*のまち。

○施策の現状

本市の総人口に対する外国人市民の割合は 1%程度ですが、外国人労働力の割合は増加しており、50 か国の国籍の方が在住しています。しかし、生活の実態やまちづくりについての考え方などは把握できておらず、国籍や文化の違いがある中で、お互いに安心して生活できる地域コミュニティ*との関わりは不十分な状況です。

○施策の課題

- ・ 国籍や文化の違う市民同士のコミュニケーションを図る必要があります。
- ・ 国籍や文化の違う市民のまちづくりに対する多様な意見を把握する必要があります。
- ・ 夏祭りなど外国人市民も参加できる交流機会を増やすなど、自治会活動などに参加しやすくする環境づくりが必要です。

○施策の方向性

地域コミュニティへの参加促進

地域活動情報等について多言語による情報提供を行いながら、外国人市民のコミュニティ活動への参加を促進していきます。

多様な意見の把握

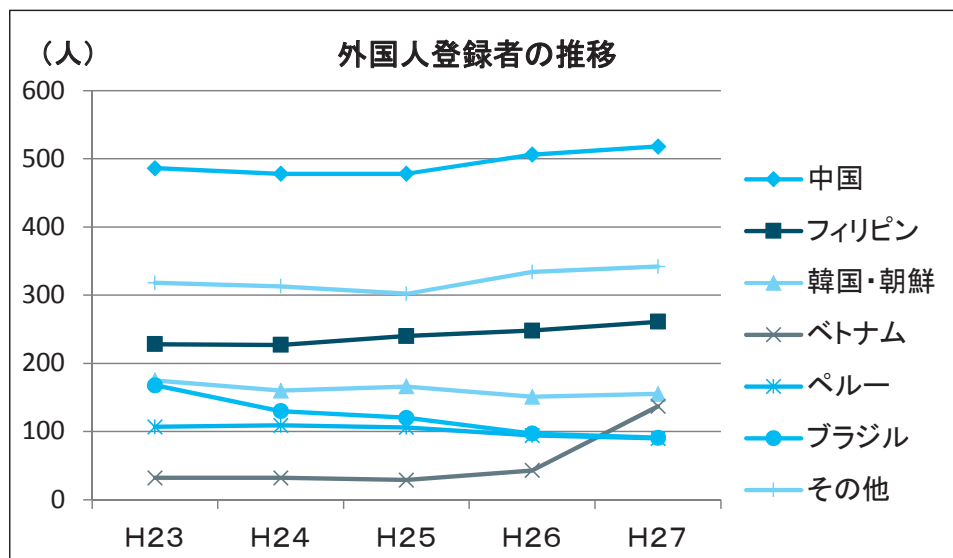
外国人市民等の意見を把握し、地域コミュニティの再構築に反映させます。また、外国人市民の相談窓口を充実し、その意見を地域づくりに反映させます。

参加しやすい環境づくり

外国人市民との交流活動を充実し、住みやすい環境づくりに努めます。

○成果指標

指 標	内 容	現状値	目標値
発行物の多言語化	外国人市民が理解できる言語表記の増加により情報共有化の状況を判断します。	4ヶ国語	6ヶ国語
相談窓口の対応言語数	対応言語の増加により住みよいまちづくりの達成度を判断します。	2ヶ国語	3ヶ国語



○協働のとりくみ方向 【市民と行政が対等】

外国人市民が地域の中で円滑なコミュニケーションが図れるように、地域の環境づくりに取り組みます。

※多文化共生社会：複数の他者の民俗、他者の文化の相互承認と共存が可能になっている社会の状態のこと。

※地域コミュニティ：地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、遊び、祭り等に関わりあいながら住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団を指す。

第2節

男女共同参画社会の実現

●政策目標

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮することができる社会を目指します。

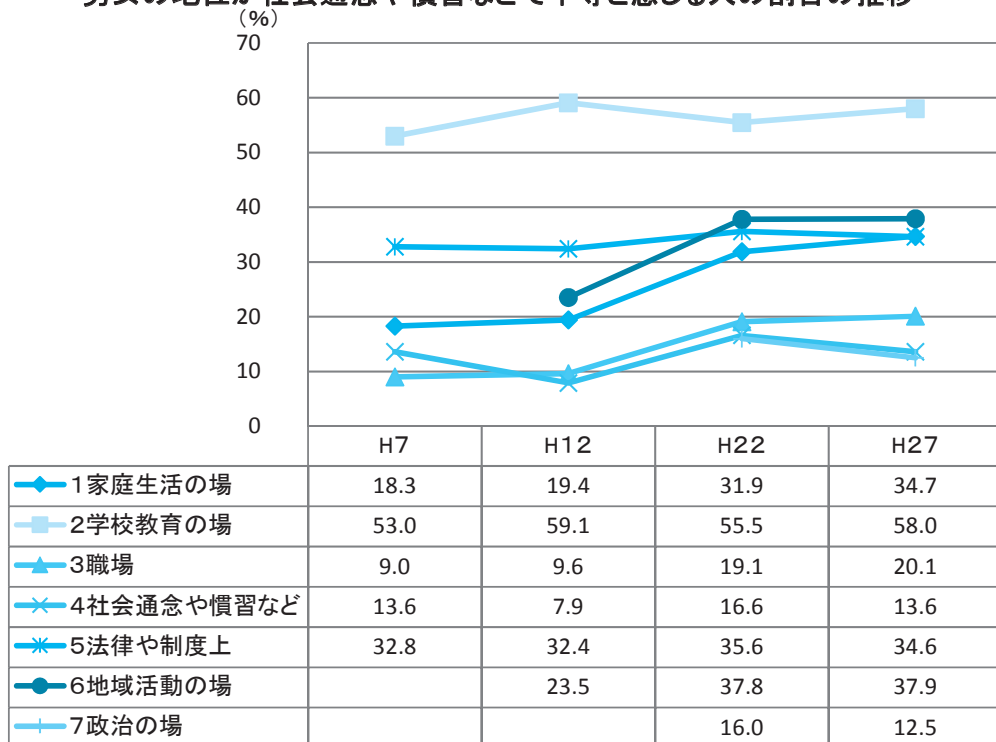
●重点的取組

男女共同参画の推進

●成果指標

指 標	内 容	現状値	目標値
男女の地位が社会通念や慣習などで平等と感じる人の割合	市民意識調査の結果から、男女平等意識の推進が図れているか判断します。	13.6%	30.0%
男女の役割分担の考えについて「男は仕事、女は家庭」と思わない人の割合	市民意識調査の結果から、男女共同参画意識の推進が図れているか判断します。	66.2%	80.0%
男性も育児・介護休業・子どもの看護休暇を取ることは賛成だが、現実的には取りづらいと思う人の割合	市民意識調査の結果から、男女共同参画意識の推進が図れているか判断します。	65.0%	50.0%

男女の地位が社会通念や慣習などで平等と感じる人の割合の推移



第1項 男女共同参画の推進

○施策の目指す姿

すべての個人が、性別に縛られず、互いに社会のあらゆる場面で個性や能力を十分に発揮し活躍できる社会。

○施策の現状

「男女共同参画都市宣言」、「入間市男女共同参画推進条例」の制定、「いるま男女共同参画プラン」の策定などの取組を進め、男女共同参画プランの進行管理を行っています。また、男女共同参画推進センターにおいて、さまざまな講座やセミナーの開催、情報紙の発行といった啓発事業、DVやセクシュアル・ハラスメント問題など、特に女性に対する人権侵害に対応するための女性を対象とした面接相談、電話相談、法律相談などの相談事業を実施しています。

○施策の課題

- ・男女共同参画に関する啓発活動は、講義形式の学習に偏りがちであり、参加者についても固定化の傾向が見られるため、広く市民の参加を促進する取組が求められています。
- ・男女共同参画の推進には、行政の取組はもとより、市民や事業者一人ひとりが身近な問題として捉え、相互に協力していく必要があります。
- ・DVなどのあらゆる差別・暴力にかかわる被害防止と被害者支援に向け、全庁的な相談・支援体制の連携強化を図る必要があります。

○施策の方向性

男女共同参画推進のための体制整備

「いるま男女共同参画プラン」に基づく施策を着実に推進するための体制を整備し、計画的な推進を図ります。

男女共同参画の啓発

講座およびセミナーへの市民参加の促進、情報誌の発行など啓発活動に取り組みます。

相談事業の充実

面接相談・電話相談・法律相談などを実施し、DVなどあらゆる差別・暴力被害に対して全庁的な相談・支援体制の連携強化を図ります。

市民団体・民間事業主等との連携

市民団体・民間事業主との連携による共催事業を実施します。

○成果指標

指標	内容	現状値	目標値
各種講座、セミナーの受講者数	男女共同参画に関する講演会、セミナーの参加者数により男女共同参画のまちづくりの進展状況を判断します。	948人	1,000人
女性のための悩みごと相談者数	女性のための悩みごと相談者数により、相談体制の充実度を判断します。	延210人	延230人
共催事業の実施回数	市民団体・民間事業主との共催事業の実施回数により、連携の取組状況を判断します。	新規	3回



男女共同参画関連の講座の様子

○協働のとりくみ方向 【市民と行政が対等】

セミナーの企画運営、情報紙の編集発行、保育等ボランティア活動などを協働で進め、男女共同参画の推進に取り組みます。

第2項 女性の活躍の推進

○施策の目指す姿

女性が十分に力を発揮し、その能力を活かして活躍できる社会。

○施策の現状

第3次「いるま男女共同参画プラン」では、市の審議会、職場、地域団体などの政策や方針を決定する場への女性の参画を推進していますが、十分な成果は得られていません。また、女性の活躍推進に向けては、行政・民間事業者・市民の幅広い連携が必要ですが、現状では進んでいません。

○施策の課題

- ・あらゆる分野における女性の活躍推進には、女性・男性それぞれのさらなる意識改革が必要です。
- ・市の審議会、職場、地域団体などの政策・方針決定の場へのさらなる女性の参画が必要です。
- ・少子高齢化による雇用の担い手不足、社会保障費の増大など諸課題を解消するためにも、女性の活躍を推進する必要があります。

○施策の方向性

政策・方針決定の場への女性の参画

市の審議会、職場、地域団体など政策・方針決定の場への女性の参画を推進します。

女性の就労支援

就職支援セミナーやワーク・ライフ・バランス*の啓発など就労に関する講座を実施します。

女性・男性の意識改革の推進

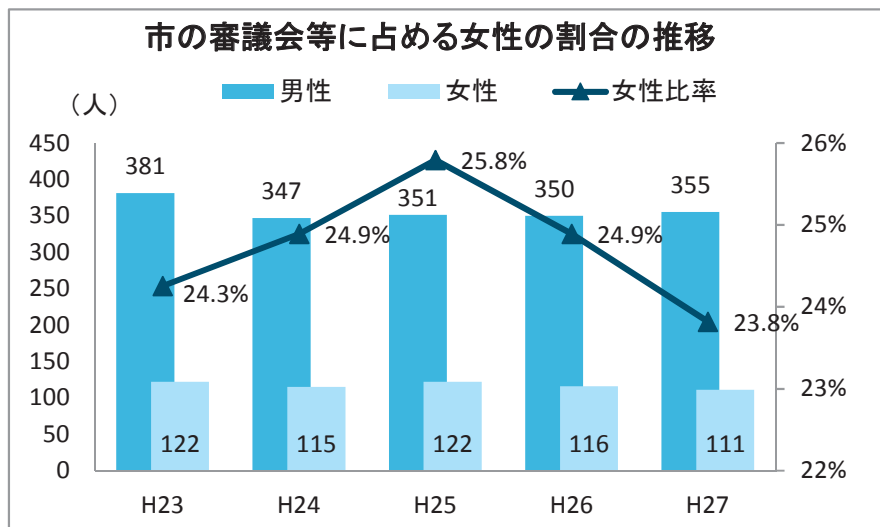
女性の活躍を推進するため、女性と男性それぞれの意識改革を推進します。

女性が活躍できる環境の整備

女性の多様な働き方への就業環境の整備や起業などのチャレンジ支援など、あらゆる分野で女性が活躍できる環境を整備します。

○成果指標

指 標	内 容	現状値	目標値
市の審議会等に占める女性の割合	審議会等に占める女性の割合により政策・方針決定の場における女性参画の状況を判断します。	23.8%	35.0%
市職員管理職（課長職以上）における女性の割合	市職員管理職（課長職以上）の女性の割合により政策・方針決定の場における女性参画の状況を判断します。	5.6%	15.0%
女性リーダー養成講座・就職支援セミナー等就労支援に関する講座の参加者数	女性リーダー養成講座および就労支援セミナー等就労に関する講座の参加者数によって、女性の活躍推進状況を判断します。	50人	100人



○協働のとりくみ方向 【市民と行政が対等】

行政、事業所、市民が、それぞれワーク・ライフ・バランスを推進するための意識啓発に取り組みます。

*ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活の調和と訳されるが、個人のライフスタイルやライフステージに応じた多様な働き方の実現を目指す考え方。

第3節

コミュニティ活動の充実

●政策目標

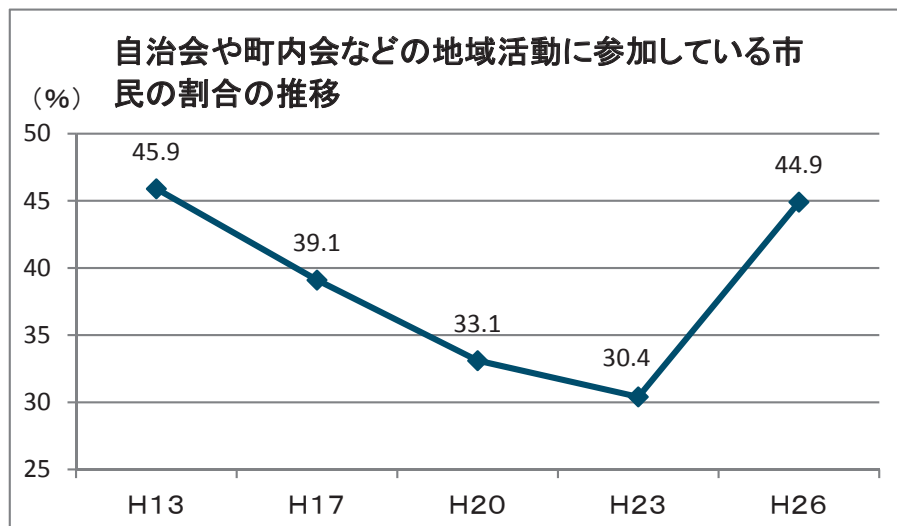
市民一人ひとりが、分野や世代の垣根を越え、互いに連携し支え合うことで、地域課題を解決していくことのできるコミュニティ活動の活発なまちを目指します。

●重点的取組

地域コミュニティの維持・発展・再構築

●成果指標

指 標	内 容	現状値	目標値
自治会や町内会などの地域活動に参加している市民の割合	市民意識調査の結果から、コミュニティ活動に参加しやすいまちづくりの推進が図れているか判断します。	44.9%	65.0%
地域の連帯感に対する市民満足度	市民意識調査の結果から、地域コミュニティの維持・発展・再構築が図れているかを判断します。	0.134	0.184
自治会等のコミュニティ活動への支援に対する市民満足度	市民意識調査の結果から、市民活動の支援や活性化推進が図れているかを判断します。	0.118	0.168
国際交流協会員の人数	国際交流協会員の人数の増加から、在住外国人と地域との交流促進状況を判断します。	個人・法人併せて 463	個人・法人併せて 500



第1項 地域コミュニティの維持・発展・再構築

○施策の目指す姿

地域を構成するすべての人々が、コミュニティ活動に関わりをもち、お互いに助け合うことのできるまち。

○施策の現状

自治会・区長会がコミュニティ活動の中心となっていますが、自治会への加入率は減少傾向にあり、会員の高齢化に伴い、役員の担い手不足などの問題が生じています。また、コミュニティ活動の拠点となる自治会集会所は老朽化が進んでいるところがあります。自治会・区長会とNPO*法人などの市民活動団体とのつながりは希薄なところがあることに加え、コミュニティ活動の中に子どもの意見を反映したり、子どもが主体的に参加したりできるような仕組みが構築されていません。

○施策の課題

- ・自治会・区長会、NPO法人などの市民活動団体、地域の各種団体、行政など、地域を取り巻く多くの団体や市民が、多様化する地域課題を解決する仕組みづくりが必要となります。
- ・地域コミュニティの拠点となる自治会集会所は、計画的に整備する必要があります。
- ・コミュニティ活動の主役である自治会・区長会活動を支援するとともに、現在の連携の体制や方法の見直しが必要となります。
- ・地域コミュニティを発展させ再構築するためには、将来のまちづくりを担う子どもの意見を反映したり、子どもが主体的に活動に参加したりできる仕組みづくりが必要です。

○施策の方向性

自治会活動の支援

自治会への加入促進、活動拠点の整備、活動保険の補助など自治会活動への支援を行います。

自治会の負担軽減

行政と自治会・区長会との役割分担と体制を見直し、自治会の負担軽減を図ります。

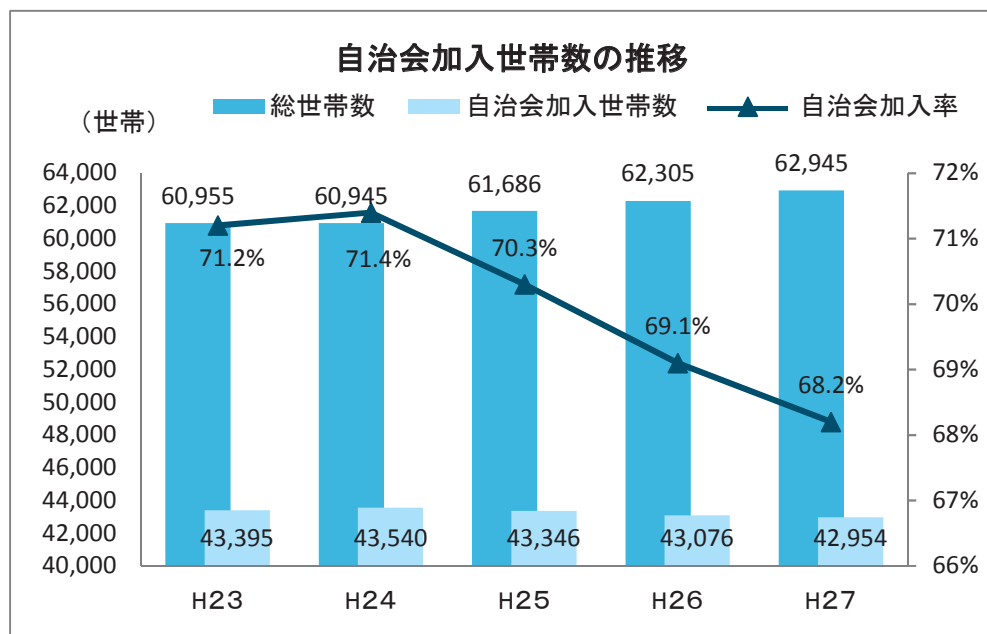
地域課題を解決する仕組みづくり

自治会・区長会、NPO法人などの市民活動団体、地域の各種団体、子ども等と一緒に、多様化する地域課題を解決するための仕組みづくりに取り組みます。

○成果指標

指 標	内 容	現状値	目標値
自治会加入世帯数	加入世帯数により、コミュニティ活動の充実度を判断します。	42,954 世帯	43,500 世帯
集会所等の年間整備数	要望がある自治会集会所の建設・改修を進めることにより、自治会活動の充実度を判断します。	年 3 棟	年 5 棟
自治会・区長会への依頼事項等の数	市や関連団体から自治会・区長会へ依頼等をしている件数から自治会への負担を判断します。	198 件	150 件

*NPO：「Nonprofit Organization」または「Not-for-Profit Organization」の略で、広義では非営利団体のこと。狭義では、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のこと。



○協働のとりくみ方向 【市民主導】

自治会活動を支援し、誰もが住み続けたいと思える地域社会の構築に取り組みます。

第2項 市民活動の支援と活性化推進

○施策の目指す姿

市民一人ひとりが主体的にまちづくりに関わりをもつような、市民活動が活発なまち。

○施策の現状

一部のNPO法人など活発に活動している団体はあるものの、その活動内容は特定の分野、地域に限定されています。市民活動の拠点である市民活動センターでは、中間支援組織が市民活動の活性化事業として、年間を通して相談業務、研修講座等を行っています。しかし、市民活動ポータルサイトは利用率が低く、情報の一元化は図られていません。

○施策の課題

- ・ 市民活動センターは、登録団体などの要望を確認し、さらに利用しやすい施設運営に向けた改善を図る必要があります。
- ・ 各地区の公共施設にコミュニティを支援する機能を付加して、さまざまな市民活動の支援につなげていくことを検討する必要があります。
- ・ 市民活動団体が活動する分野や地域の拡大を支援していく必要があります。

○施策の方向性

市民活動の支援

市民活動センター機能の充実や活動の活性化などを通じて、市民活動を支援します。

新たなコミュニティ活動の支援

各地区で活動する市民活動団体等を支援するために、新たな活動場所の確保に取り組みます。

コーディネーターの育成

多くの市民団体や市民活動の連携をコーディネートできる人材を育成します。

情報の一元化

さまざまなコミュニティ活動に参加しやすくする環境整備として、中心となる相談窓口の充実と、市民活動に関する情報の一元化を図ります。

○成果指標

指 標	内 容	現状値	目標値
市民活動センター登録団体数	登録団体数の増加状況により、市民活動の充実度を判断します。	88 団体	100 団体
市民活動センター講座参加人数	講座参加者数の増加状況により、市民活動への関心度を判断します。	118 人	150 人
市民活動を支援する機能を有した施設の整備状況	市民活動を支援する機能をもった施設を地域に設置することにより、コミュニティ活動の活性化状況を判断します。	新規	9 施設
地域のコミュニティ活動のサポート役となる職員数	コミュニティ活動の支援に職員が関わることにより、多様化する課題の早期解決の状況を判断します。	新規	9 人

○協働のとりくみ方向 【市民主導】

市民活動団体への支援を通じて、さまざまなコミュニティ活動に参加しやすく、誰もが住み続けたいと思える地域社会の構築に取り組みます。

第3項 外国人市民との交流推進

○施策の目指す姿

地域住民と外国人市民がさまざまな交流を通じて、お互いに助け合い、理解し合うことができるまち。

○施策の現状

現在、居住している外国人市民の7割は、定住を目的とする在留資格の区分で生活しています。しかし、地域活動に参加している外国人市民は多くなく、地域住民と外国人市民との交流の機会はあまりありません。地域住民は、身近に外国人市民が生活していることを認識しておらず、外国人市民への情報提供は十分とはいえません。

○施策の課題

- ・生活情報を必要としている外国人市民に、情報を確実に届ける有効な手段が必要となります。
- ・自治会活動に対して、外国人市民も参加しやすい環境を整備することが必要です。
- ・外国人市民と地域活動に参加する住民の意識改革が必要です。

- ・ 外国人市民との交流を通じて、お互いを理解することで、世界の恒久平和の実現につなげていく必要があります。

○施策の方向性

地域住民の意識改革の推進

外国人市民を地域活動に参加しやすくするために、住民の意識改革に取り組みます。

情報提供の充実

外国人市民に対する生活情報の提供は、やさしい日本語などを活用したわかりやすい方法で提供するとともに、教育委員会等と連携を図って拡充します。

交流機会の促進

外国人市民が地域活動に気軽に参加できる環境を整備します。

相談窓口の充実

外国人市民が母国語で相談できる生活相談窓口体制を充実します。

○成果指標

指 標	内 容	現状値	目標値
外国人市民への情報提供メールの会員数	生活情報等のメール発信登録者数により情報提供の充足度を判断します。	30 人	150 人
外国人ガイダンスの開催回数	外国人市民が参加するガイダンスの開催によりコミュニケーションの充実度を判断します。	1 回	3 回
外国人相談窓口の開設日数	生活相談ができる相談日の増加により外国人の充実度を判断します。	週 2 日	週 3 日



外国人相談窓口の様子

○協働のとりくみ方向 【市民と行政が対等】

地域住民と連携して、外国人市民が住みよい地域の構築に取り組みます。

第4節

自治体間交流の推進

●政策目標

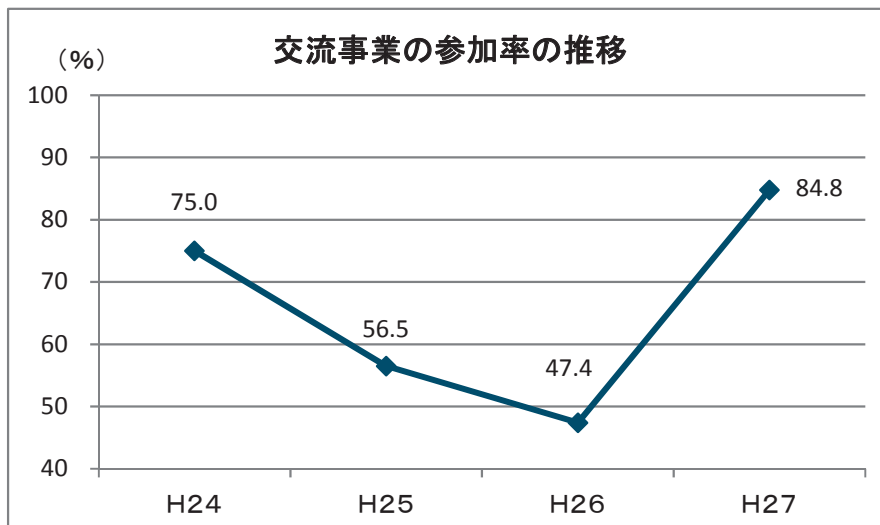
広い視野を持つ人材を育てるとともに、都市間で連携して市民サービスの向上が図れるようなまちを目指します。

●重点的取組

都市間連携の推進

●成果指標

指 標	内 容	現状値	目標値
国際交流の推進に対する市民満足度	市民意識調査の結果から、市民が求めている国際交流が進んでいるかを判断します。	0.025	0.075
交流事業の参加率	相互交流事業への参加率により、都市間交流の促進が図れているかを判断します。	84.8%	85.0%
図書館相互利用者の上昇率	図書館相互利用者の上昇率により、都市間連携による市民満足度を判断します。	6.59%	7.24%



第1項 姉妹都市・友好都市との交流推進

○施策の目指す姿

異なった文化や習慣を知り、互いを認め合う心を育み、広い視野を持つ人材育成ができるまち。

○施策の現状

佐渡市との交流では、教育・文化・産業等にわたって交流し、相互理解と親善を深めています。また、ヴォルフラーツハウゼン市との交流では、青少年を対象とした異文化体験を通じて相互交流事業の充実を図っており、奉化区との交流では、次世代を担う子どもたちが互いに異文化を体験できる機会を設定し、相互交流を図っています。

○施策の課題

- ・ 佐渡市との交流では、産業分野での交流や災害時等における相互協力の充実が求められています。また、佐渡市特有の文化を活用した交流事業の充実が求められています。
- ・ ヴォルフラーツハウゼン市との交流では、事業に参加した青少年の活躍の場所や機会の充実を図る必要があります。
- ・ 奉化区との交流では、事業に参加しやすい環境を整備し、参加者を増やすことが必要です。
- ・ 姉妹都市、友好都市との今後の交流の方向性について再検討する必要があります。
- ・ 市民意識調査の結果から、国際交流に関する満足度が低い状況であることから、満足度の向上の取組が必要です。

○施策の方向性

青少年交流の推進

小学生、中学生、高校生、それぞれの年代を対象とした異文化交流を推進します。

物産交流の拡大

佐渡市と本市の魅力を活かした特産品の交流を推進します。

市民交流の充実

市民が誰でも参加できる交流機会を充実します。また、姉妹都市・友好都市との交流については、今後の方向性を再検討します。

姉妹都市・友好都市の情報提供

姉妹都市・友好都市のさまざまな情報を市民に提供し、交流の充実につなげます。

○成果指標

指 標	内 容	現状値	目標値
佐渡市サマーキャンプへの参加者数	佐渡市サマーキャンプへの参加者数を維持することで姉妹都市交流の推進状況を判断します。	30 人	現状維持
奉化区との青少年交流事業への応募者数	応募者数により交流事業への関心度を判断します。	4 人	8 人
ヴォルフラーツハウゼン市との青少年交流事業への応募者数	応募者数により交流事業への関心度を判断します。	7 人	10 人

○協働のとりくみ方向 【市民と行政が対等】

広い視野を持つ人材育成のために、都市間交流への市民参加の促進に取り組みます。

第2項 都市間連携の推進

○施策の目指す姿

市民の利便性や業務の効率性が高い、住民本位の公共サービスが充実したまち。

○施策の現状

防災分野では、大規模災害の発生時に、災害応急対策や復旧活動が迅速に実施できるよう、他の自治体と防災に関する協定を締結しています。また、関係機関、民間企業各社などとも防災に関する協定を締結し

ています。日常的には、図書館の利用者サービスのさらなる向上を図るため、所沢市、飯能市、狭山市および青梅市図書館と相互利用協定を締結しています。

○施策の課題

- ・大規模な災害等の発生に備えた都市間での連携を推進していく必要があります。
- ・どの分野で都市間連携をしていくことが有効かを見極め、具体的に施策の連携を図っていくことが必要です。
- ・自然災害や人口減少社会への対応、市民の利便性の向上など、さまざまな課題への対応に向けた都市間連携のあり方を検討する必要があります。

○施策の方向性

都市間連携の拡充

防災や図書館等の相互利用など、現在取り組んでいる都市間連携を拡充します。

新たな都市間連携の検討・活用

新たな都市との連携について、さまざまな可能性を検討し、活用に向けて取り組みます。

○成果指標

指 標	内 容	現状値	目標値
防災に関する都市間協定締結数	防災に関する協定締結数により、防災に関する連携の進捗状況を判断します。	3 件	5 件
新たな都市間連携の検討件数	新たな都市間連携の検討件数により、地域の課題解決の取組状況を判断します。	新規	2 件

○協働のとりくみ方向 【行政主導】

市民の意見も交えて、新たな都市間連携の検討に取り組みます。

○関連施策

計画実現・第1節・第4項「広域行政の推進」

